

夏の交通安全県民運動

令和元年 7月15日(月)～7月24日(水)

この運動は、レジャー交通の増加や夏休みで子どもたちの屋外活動が活発になる夏季の交通事故を防止するため、県民一人ひとりの交通安全意識を高め、県民総ぐるみで交通事故防止を図るために行われます。

運動の重点

- ① 高齢ドライバーを含む**高齢者と子ども**の交通事故防止
- ② **自転車**の安全利用の推進
- ③ 全ての座席の**シートベルトとチャイルドシート**の正しい着用の徹底
- ④ **飲酒運転・過労運転**の根絶
- ⑤ **横断歩道利用者ファースト運動**の推進



高齢ドライバーを含む 高齢者と子どもの交通事故防止

夏休みに伴い、自宅周辺などで子どもたちの活動が活発化します。

また、交通事故死者の4割以上が65歳以上の高齢者です。

子どもや高齢者を見かけたら、徐行または一時停止するなど、その行動に十分気をつけて運転しましょう。



自転車の安全利用の推進 「自転車安全利用五則」

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は、歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
夜間はライトを点灯
交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用



全ての座席のシートベルトと チャイルドシートの 正しい着用の徹底



昨年、自動車乗車中の死者19人のうち、シートベルト**非着用は5人**でした。そのうち、**3人はシートベルトを着用していれば助かった可能性があります。**

近距離の移動においても、必ずシートベルト・チャイルドシートを着用しましょう。

飲酒運転・過労運転の根絶 飲酒運転は犯罪！！

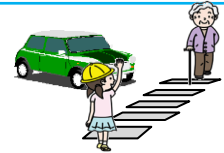
飲酒運転の関係する交通事故は後が絶ちません。「ちょっとだけ」の軽い気持ちで重大事故に繋がります。少しでもお酒を口にしたら運転は絶対にやめましょう。



過労運転を「しない、させない、ゆるさない」

熱中症や夏バテ等で体調がすぐれないときは運転を控え、運転に疲れを感じたら早めに休憩を取りましょう。

横断歩道利用者ファースト運動の推進



信号機のない横断歩道で歩行者が横断しているときに、車が一時停止しているかについて昨年(平成30年)JAFが調査したところ、一時停止している車の割合は全国平均8.6%、**滋賀県は全国平均を下回る8.3%**でした。

道路交通法では、「**横断歩道は歩行者優先**」を交通ルールとして定めています。

ドライバーの方は、信号機のない横断歩道を通過するとき、歩行者がいなかっか確認し、歩行者がいれば車を止め、横断しようとしている方に道を譲りましょう。

また、歩行者の方は、左右の安全確認や、ドライバーに対して手を挙げるなど横断する意思表示をし、必ず車が止まった後に横断を始めましょう。

このようなハガキ等を受けたらすぐに「警察」や「家族」へ相談してください！

ハガキの 架空請求 詐欺に注意！

実際に送ってきたハガキです

消費料金に関する
訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致したのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めて告知致します。

管理番号(わ)309 訴訟取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

連絡先に電話すると、不安をあおって、

電子マネーの購入や
収納代行サービス

による支払いなどで
騙し取る悪質な
手口です。



施設の窓口に掲示するなど、必要な方々にご覧いただけるようご協力ください。

滋賀県警察本部交通企画課 高齢者交通安全推進室 ふれあいチーム
TEL 077-522-1231 (代表) Eメール x0022@police.pref.shiga.jp